

社員総会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人 顔と心と体研究会（以下「当法人」という。）の社員総会（以下「総会」という。）に関し、法令及び定款の規定に加え、総会の議事運営等に関する事項を定め、もって総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 社員総会の開催

(議決権行使に関する基準日)

第2条 総会に関しては、当該総会の招集を決議した理事会の開催日における正会員が当該総会において議決権を有するものとする。

(正会員等の出席)

- 第3条 総会に出席する正会員は、受付において、あらかじめ送付された出席票の提出等により、その資格を明らかにしなければならない。
2. 他の正会員の代理人として出席する正会員は、受付において、前項の出席票とともに、代理権を証明する書面の提出等により、その資格を明らかにしなければならない。
 3. 法人の正会員の代表者が総会に出席する場合は、第1項に準ずる。
 4. 法人の正会員の役職員が総会に出席する場合は、第1項に準ずるほか、当該法人の従業員であることを明らかにしなければならない。

第3章 議長

(選出)

第4条 定款第15条により、総会に出席した正会員の中から選出された者が当該総会の議長となる。

(権限)

- 第5条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するために、必要な措置をとることができる。
2. 議長は、その命令に従わない者、その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議長不信任動議の審議)

第6条 議長は、当該議長の不信任動議の審議にあたっては職務を行うことができる。

第4章 議事の運営

(定足数の確認)

第7条 議長は、総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(議題の付議)

第8条 議長は、各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

2. 議長は、あらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
3. 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(報告又は説明)

第9条 議長は、議題を付議した後、必要と認めるときは、理事又は監事に対し当該議題に関し報告又は説明を求めることができる。理事又は監事は、事務局に報告又は説明させることができる。

2. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第43条、第44条又は第49条第3項但書の規定による社員からの提案があった場合には、議長は、当該社員に議題の説明を、また理事又は監事に対してこれに関する意見を求めるものとする。

(議案の審議)

第10条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2. 発言の順序は、議長が決定する。
3. 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事進行上必要と認めるときは、発言時間を制限し、又は必要な警告を与えたうえで発言を中止させることができる。

(議事進行等に関する動議)

第11条 総会の運営又は議事進行に関して動議が提出された場合には、他の議案の審議に先立って、これを採決しなければならない。

(修正動議)

第12条 付議された議案につき修正の動議が提出され、動議提出者の外少なくとも1名の正会員が動議に賛成する旨の意思表示をした場合には、議長は、当該修正動議の採決を

原案に先立って行うものとする。複数の修正動議が提出された場合には、原案から遠いものから順次採決するものとする。

(動議の却下)

第 13 条 議長は、動議が総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由がないことが明らかなきは、直ちに動議を却下することができる。

(採決)

第 14 条 議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めるときは、審議終了を宣言し、採決を行うことができる。

2. 議長は、議案ごとに採決を行わなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。
3. 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(出席した正会員の議決権数)

第 15 条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した正会員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた正会員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第 16 条 議長は、採決を終了したときは、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(延期又は続行)

第 17 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2. 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
3. 前項但書の場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。
4. 総会において延期又は続行の決議があったときは、総会の招集通知の送付等の招集手続を省略することができる。

(閉会)

第 18 条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には以下に掲げる事項を記載し、定款第 19 条第 2 項により、議長及び総会において正会員の中から選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

(1) 開催された日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（委任状又は議決権行使書面による数を付記する）

(3) 議事の経過の要領及びその結果

(4) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 11 条第 3 項第三号に定める意見又は発言があったときは、その意見又は発言の内容の概要

(5) 社員総会に出席した理事又は監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

附 則

1. この規則の制定及び改廃は、理事会が決議し、総会の承認を得なければならない。

2. この規則は、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。

3. この規則は、平成 30 年 6 月 26 日に改正された（第 2 条（議決権行使に関する基準日））。